

定 款

株式会社スマレジ

株式会社 スマレジ 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社スマレジと称し、英文では、Smaregi, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. デジタルコンテンツの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
2. 広告宣伝に関する情報媒体の企画、デザイン、制作、販売及び広告代理業
3. インターネットホームページの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
4. ソフトウェア及びコンピューターシステムの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
5. インターネットを利用したオンラインサービスの企画、デザイン、設計、制作、販売、運営及びサポート業務
6. クレジットカード、デビットカード及び電子マネー等の利用に関する決済処理業務
7. 情報の収集、分析及び解析業務
8. 市場調査の企画、実施及びその整理、分析
9. 電子商取引事業に関する企画、提案及びサポート業務
10. 情報処理機器、通信機器及びそれらの周辺機器の企画、設計、製造、販売、賃貸、輸出入、買取及び設置
11. 各種イベント、セミナー、講演会の企画、制作、運営及び開催
12. インターネットによる通信販売業務
13. ファクタリング業務
14. ハードウェアの企画、開発、製造、販売、賃貸及び保守の受託
15. クレジットカード及びデビットカード等の会員獲得業務及び加盟店開拓業務
16. 電子マネーの企画、発行及び販売
17. 電気通信事業
18. 飲食店及び小売店の企画及び経営
19. 前各号に関する調査、研究、開発及びコンサルティング業務
20. 古物商
21. 労働者派遣事業
22. 企業及び事業の買収、合併その他の投資事業
23. インターネット・サービス・プロバイダ及びレンタルサーバーの取次ぎ代行業務
24. 代金の支払代行を受託する業務
25. 情報処理、情報通信、情報提供に関する業務
26. 前各号に附帯する事業及び他の事業への投資又は融資
27. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 大阪市 に置く。

(機関設計)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、6, 200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、法令の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 株主名簿管理人を置いた場合は、当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集することができる。

- 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が、その議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権ある株主に限るものとする。ただし、この場合、株主又は代理人はその総会毎に代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。

- 2 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社は、3名以上9名以内の取締役を置く。

(選任及び解任の方法)

第20条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を定める。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 取締役会の決議事項について特別の利害関係を有する取締役は、その決議について議決権を行使することができない。

3 前項の規定により議決権を行使することができない取締役の数は第1項の出席取締役の数に参入しない。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第27条 取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののはか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条

第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払う財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当会社は、3名以上5名以内の監査役を置く。

(選任の方法)

第32条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 監査役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条

第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当)

第46条 当会社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主に対して剰余金の配当を行うことができる。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

3 前2項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第47条 剰余金の配当がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に規定する改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本条は施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

※この附則は2022年7月28日から施行する。

本定款は当社の定款の原本と相違ないことを証明します。

2022年9月1日

株式会社スマレジ

代表取締役 山本博士

改訂履歴

2005年 5月 19日	定款認証
2005年 5月 24日	会社設立
2013年 8月 27日	改 訂
2013年11月 11日	改 訂
2014年 3月 1日	改 訂
2016年 3月 30日	改 訂
2016年 7月 22日	改 訂
2017年 3月 14日	改 訂
2017年 7月 31日	改 訂
2018年 4月 24日	改 訂
2018年 7月 31日	改 訂
2018年10月 31日	改 訂
2018年12月 25日	改 訂
2020年 7月 30日	改 訂
2020年12月 14日	改 訂
2021年 9月 1日	改 訂
2022年 7月 28日	改 訂
2022年 8月 24日	改 訂
2022年 9月 1日	改 訂